

貸付金の

特別償還・償還期間等の変更を受付けます

貸付金の特別償還や償還期間の変更を希望される方は、所属所の共済事務担当課に書類の提出をお願いします。

所属所への提出期限は所属所ごとに異なりますので、共済事務担当課へご確認ください。
なお、当組合への提出期限は12月5日(火)です。

特別償還または償還期間の変更により、償還期間が10年(120回)未満となった場合は「**住宅借入金等特別控除**」の対象外となります。

繰上償還

申請書を受理後、振込依頼書を送付しますので、納入期限までに振込みをお願いします。

提出書類：全部・一部繰上償還申請書

償還方法	受付		共済組合提出期限
	一部繰上償還	全部繰上償還	
毎月償還	毎月	毎月	毎月 5日
毎月・期末 勤労手当 併用償還	6月・12月		12月5日(火)

住宅・災害貸付金償還期間等変更

住宅貸付や災害貸付を受けている方は、6月・12月の年2回、償還期間の短縮や毎月・期末勤労手当併用償還の割合を変更することができます。

**提出書類：住宅(災害)貸付金償還期間等
変更申出書**

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係 ☎028-615-7805